

ロケ撮影隊のためのガイドライン

東京ロケーションボックス

円滑なロケ撮影を推進する協議会

はじめに

東京には、映像制作企業が集積しているのみならず、撮影から編集・録音まで出来る大きなスタジオ・現像所・試写会場など、映像制作に関するインフラも整っており「世界有数の映像作品生産拠点」です。

一方、多様な顔を持つ町が集まった大都市であり、日々様々な映像作品の舞台になっています。世界的企業が集まる超高層ビル群・猥雑な繁華街・庶民の生活感溢れる路地裏など、情緒ある風景から未来都市を思わせる空間まで、まさに「映像資源の宝庫」とも言えます。これまで、黒澤明や小津安二郎といった世界的にも著名な監督達も東京を舞台とした名作を残しており、近年は海外からの撮影隊（ロケ隊）も訪れています。

実際に都内各地では日常的にロケーション撮影（ロケ撮影）が行われており、その数は年間数万件に上ると見込まれます。それらのロケ撮影には、撮影場所の関係者だけでなく、その地域の住民も協力をしています。過去の優れた作品も各地域の理解と応援によって作り出されてきたと言っても良いでしょう。

しかし、残念なことに「ロケ隊のマナーが悪い」という声があることも事実であり、中には「今後は撮影に貸さない」という施設管理者もいます。また、夜間の撮影や通行止め等、周辺住民の生活に影響がすることから、「迷惑な行為」と敬遠される傾向もあります。

そこで、地域の理解と協力を得るために、ロケ隊が守るべき事項を整理し、撮影ルールを明確化する必要があります。

東京都では、東京ロケーションボックスにおいてロケ隊への支援を行ってきましたが、今後はロケ撮影の円滑化を図るとともに、地域が不安なくロケ隊を受入れられるよう、撮影ルールを周知していくことにも取り組むことになりました。

是非、制作者と地域の方々が互いに信頼関係を築くことで、東京で魅力ある作品が制作されることを期待しています。

東京ロケーションボックス
（東京都産業労働局観光部）
円滑なロケ撮影を推進する協議会

「円滑なロケ撮影を推進する協議会」

東京都産業労働局観光部では、本年6月に、都内での円滑なロケ撮影の環境づくり・映像作品を活用した地域の活性化・地域と映像業界との連携等について考える協議会を設立しました。委員として、映像製作業界・都内フィルムコミッション・観光団体・商工団体・映像教育機関等に参加いただき、上記の課題に対して広い角度で検討していきます。

最初の取組として、本ガイドラインと併せて施設管理者が不安なくロケ撮影に協力できるよう「施設管理者のためのロケ撮影対応マニュアル」も作成いたしました。

1 対象

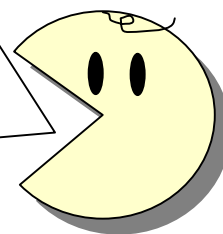
このガイドラインは、都内でロケ撮影する際に、撮影に協力される地元住民や施設管理者等へ配慮すべき事項を取りまとめたものです。映画やテレビドラマ等の映像作品制作者、マネージャー、ディレクター、写真家、映画や放送学科の学生等が対象です。

2 ロケ撮影におけるトラブル

ロケ撮影で日常的に発生しやすいトラブルの例をあげました。主に連絡や報告などのミスが大きな要因となるようです。施設側と密接に連携を取り、確認を取り合うことで防げることが多いと考えられます。

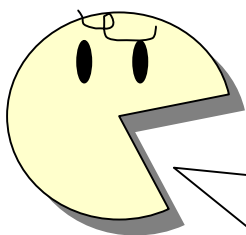
(1) 撮影の許可条件違反に関するトラブル

- ① 使用許可範囲以外での撮影行為
- ② (立入禁止の) 芝生や庭園内の侵入
- ③ 一方的な撮影時間の延長 (特に深夜)
- ④ 撮影中止やスケジュール変更の連絡がない
- ⑤ 撮影用の車両台数が多く、決められた駐車場以外へ溢れた
- ⑥ 予定外の撮影機材 (レール、クレーン等) の持ち込み
- ⑦ 施設内のコンセント電源の無断借用
- ⑧ 施設や設備への保護対策の不備
- ⑨ 撤収時の不完全な後片付け、清掃
- ⑩ 施設使用料や駐車場代等の不払い
- ⑪ 撮影のキャンセルに伴う違約金の不払い



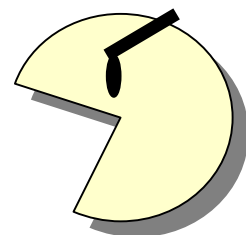
(2) 撮影スタッフのマナーに関するトラブル

- ① 弁当やタバコの吸殻などのゴミが散乱している
- ② 公園や歩道等での撮影における一般利用者への配慮が不足
- ③ 火気厳禁なのにドラム缶を持ち込み、火を焚く
- ④ 施設内の土足禁止が守られない
- ⑤ 文化財への配慮が不足
- ⑥ 施設管理者や周辺住民への事前の対応が悪い



(3) その他のトラブル

- ① 夜間撮影の音や照明への苦情
- ② 撮影見物者の騒音やゴミの散らかし
- ③ 撮影現場に見物者が来て住環境が悪くなった
- ④ 通行止めで年寄りが遠周りをさせられた



3 ロケ撮影の際に配慮すべきこと

(1) 施設側への配慮

ロケ撮影に際しては、施設側が定めている許可条件を遵守し、施設側の都合も配慮してください。制作者にとっては「このくらいは良いじゃないか」と思うことも、施設側は大変困る場合があります。

また、撮影決定後にキャンセルする場合はもとより、ロケハンをしたが最終的に別の場所で撮影することになった場合も、忘れずに施設管理者へ連絡してください。連絡も無くキャンセルすることは、施設側に迷惑をかけることになります。

お互いに良好な関係を継続するためのも、ルールとマナーを守りましょう。

(2) 駐車場の確保

ロケ撮影の場所を選ぶ場合、駐車場の確保は不可欠です。ロケバス・電源車等を駐車できる場所が近くにあるか確認しなければなりません。もし、施設側に十分な駐車スペースが無い場合には、近隣の駐車場を確保してください。

また、路上での撮影については、所轄の交通課（警視庁ホームページで確認できます）等で指導を受けてください。違法駐車は、近隣の住民の迷惑になります。

警視庁ホームページ

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kankatu/kankatsu.htm>

(3) 周辺住民等への周知・環境への配慮

路上でのロケ撮影・大きな音を出す撮影・夜間撮影の際の強い照明等により周辺の住民に何らかの影響がある場合には、事前に（撮影の1週間前、少なくとも3日前まで）地域の住民・商店・企業等に周知する必要があります。特に、病院・幼稚園・学校などが近くにある場合は、入院患者や子供達に影響が無いよう配慮してください。

また、環境への配慮から車両や発電機から出る排出ガスを抑制するなど環境対策にも留意することが求められます。

(4) 歩行者等への配慮

公園内や歩道上での撮影の場合は、公園管理事務所や所轄の交通課から指導されますが、特に公園の利用者や歩行者、障害者の通行を妨害しないよう、迂回路の設置・交通整理要員の配置などの配慮が必要です。

(5) 文化財への配慮

ロケ撮影で地面を掘る場合は、そこが埋蔵文化財（遺跡）包蔵地に該当していないか確認する必要があります。もし該当している場合は、文化財保護法 93 条に基づく届出書を各区市教育委員会を通じて東京都教育委員会に提出しなければなりません。掘る深さが浅い場合は、提出後 2 週間程度で撮影の許可が下りますが、遺跡に影響がある深さの場合は掘削調査の結果次第になります。

都内の遺跡地図は、東京都教育委員会のホームページからも検索できます。

<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/iseki0/index.html>

4 事前の許可・周知が必要な事項

(1) 特別な制服・車両等の使用

出演者が、特別な制服（警察、救急隊、消防士等）を着用する場合、混乱を防止するため、事前に施設管理者等に通知してください。

また、撮影で緊急業務に使われる制服や車両を使用する場合は、仮ナンバー登録や搬送方法について所轄の警察署の許可を受けてください。撮影の時以外の保管や公道で運転する場合は、車体を覆ったりマークをテープ等で隠すなどの対応が必要になります。

サイレンは撮影時のいかなる場合も音を出すことはできません。撮影時以外は点滅灯の電源を切り、覆いをしてください。

(2) スタント、特殊効果等

スタントや特殊効果（雨・雪効果など）、火薬の使用については、すべて関係法令や周辺住民の健康と安全に配慮した上で、監督者・管理者の指導のもとで行わなければなりません。特に、騒音・ほこり・煙にさらされる全ての人に事前に警告を与え、安全対策を実施しなければなりません。防護装置・防護服が必要な場合もあります。爆破、炎上などの特殊効果の撮影許可は、所轄の消防署からの許可が必要です。

銃器の使用をする場合、銃は模造品でなければならず、さらに公安委員会の許可が必要です。また、周辺の住民にも周知してください。

(3) 撮影機材等

ケーブルを敷設する場合には、テープで固定するなど安全に配置しなければなりません。歩道を横断してケーブルを配置しなければならない場合、ゴムマットで覆い、電光掲示、カラーコーン、蛍光テープなどで一見してすぐわかるようにしてください。

また、一般道路でクレーンや空中作業台を使用する場合には、正確な位置決めや重量制限等について所轄の警察署と協議するとともに、周辺を安全柵で覆い、表示をしなければなりません。夜間や視界が悪い場合には、回りに点滅灯を設置してください。

その他、照明・点滅灯・足場、組立構造物を一般道路または歩道に設置する場合には許可が必要です。

(4) 道路標識・道路設備等

道路標識・道路照明などの取り外しや、ガードレール等の構造物を加工する場合などは、道路使用許可とは別に国・都道府県など各道路管理者の許可が必要です。

(5) 撮影終了後の清掃

ロケ撮影は、施設管理者や地域住民の理解と協力があつてこそ出来るということを、制作者は認識しなければなりません。

従って、撮影終了後には、施設をきれいに清掃し、備品等を現状復帰したあと、立会者の確認を取ってください。

これらを守らない場合、清掃に係わる費用を請求されるだけでなく、今後その施設からは一切の撮影協力をいただけなくなる可能性があります。

(6) 著作権及び肖像権

各自治体が所有する公共物（広場、橋、モニュメントなど）には、意匠権、肖像権は発生しません。ただし、建造物・建築物のデザイン、公共の場に展示されている美術作品などには、著作権等が発生する場合がありますので、事前に各自治体に問合せてください。

また、商店街や街並みを撮影する場合は、民間の施設やテナントの看板などが映像に写り込む場合がありますが、キャラクターやロゴマークは著作権や意匠権の保護対象になるケースがあります。その場合、著作権処理をしないで放映すると訴訟になることがありますので、事前にマスキングするか、相手先から許諾を取ることが必要です。

(7) 保険と責任

制作者は、ロケ撮影中の事故防止及び公共物や第三者の所有物・機器等に損害を与えないための予防措置を講じなければなりません。万一、建物・器物などを損壊した場合は、制作者に損害賠償の責任がありますので、誠意を持って対応してください。

また、このような場合に備え、損害賠償責任保険に加入することをお勧めします。施設管理者によっては、保険に加入していることを使用許可条件にしている場合もあります。

(8) クレジット表示

ロケ撮影に協力した施設やフィルムコミッションなどからクレジット掲出の依頼があった場合は、映画・テレビドラマのエンドロール等に、施設名・企業名・フィルムコミッションの名称を掲出するようご配慮ください。

5 都内でのロケ撮影の事例

都内では、多くの公共・民間施設がロケ撮影に協力しています。平成19年度に東京都では、都内民間施設の中で、ロケ撮影に協力している寺院・ホテル・レストラン・商業ビル・鉄道事業者等にヒアリング調査を行いました。その主な意見を掲載します。

(1) 過去のトラブル事例

- ・申請にうそが多い。申請とは全く違う内容で撮影する。
- ・事前に約束した禁止事項や注意事項が遵守されない。
- ・駐車場が無いにも関わらず、ロケバス・衣装車・カメラ車・照明車など連れて来るので、周辺が違法駐車状態になる。
- ・バラエティはタレントが暴走するケースがあるが、誰も止めない。施設や備品が損傷されるケースもあった。その後、バラエティは受けないこととしている。
- ・禁止区域での喫煙やタバコのポイ捨てがありルール違反。
- ・お客様が映像に写りこむものは全て禁止。肖像権の保護のため。
- ・ロケ撮影はスタジオではない。スタッフが好き勝手、やりたい放題、非常識、無礼極まるケースもある。施設側は人的余裕がないので全てに立会いけない。
- ・神社で宗教的な尊厳を損なうことや、参拝者の迷惑になることを平気で行う。文化財を平気で傷つけるなどの問題は重大である。
- ・事前に担当者同士で打ち合わせ指示するが、守られないことが多い。「撮影に使ってやっている。テレビに出してやっている。宣伝してやっている。」といった態度が見える。現場に入る前に、撮影側のスタッフ全員（40から50人）に条件や指示を徹底して欲しい。それが出来なければ、今後は貸し出せなくなる。
- ・事前調整時に撮影時間の延長も考慮し設定するが、撮影時間を守らない。
- ・撮影時間が深夜になっても平気で騒音（エンジン音、号令など）を撒き散らす。閉館後はお客がいないので、自由に使えると勘違いしている。
- ・現状復帰が原則。椅子、テーブルが元の位置に戻っていない場合もある。撮影終了後、撮影側の担当者とチェックを行い、器物の破損が発見されれば協議し、修理してもらう。
- ・入室管理の徹底や個人情報の保護などの問題がある。
- ・無断撮影・無許可撮影は年間数件があるが、損害賠償請求を含め厳しい措置で対

応する。

- ・ロケハンや撮影当日、時間に遅れても連絡が無かったり、撮影日の前日にいきなり準備させてくれと言ってくるロケ隊がいる。

(2) トラブル防止の対策

- ・顧客の迷惑にならないことが施設側としての最優先事項である。従って、施設側としてロケ撮影に協力するメリットを明確化することが必要。次のステップとして、土日など混雑する時間帯は避けて許可している。大きな撮影は営業時間外。
- ・トラブルが起きないように相互信頼関係を築くことが重要。
- ・入念な事前調整をコーディネーターや撮影スタッフと行う。施設側としては撮影時の立会いは必須条件である。スタッフが立ち会わないで撮影トラブルが発生しても対応が直ぐに出来ない。そのため、職員の勤務時間内での撮影が条件。
- ・撮影には、搬入から搬出まで立会う。撮影開始前に再度、撮影条件及び遵守事項を全員のスタッフに徹底させるので、トラブルは発生していない。
- ・事前の打合せと異なる機材の搬入、時間延長等があれば、お客様への対応上断る。そのためにも立会いは必要である。
- ・商店街としては立会いなどスタッフを出せないが、本来は撮影側との調整担当が立会ったほうが相互に良いとは考えている。
- ・海外からの撮影隊との調整は、国内よりも厳しくYES・NOをはっきり言うこと。
- ・施設側でも事前に注意事項、防災・防火管理対策、各種マニュアルを整備し、その上で指示を徹底することが相互理解に必要。
- ・撮影時間が延びて営業時間に食い込むようなことが想定される場合には、営業補償料金などを事前に打ち合わせておく。

「国内外におけるロケ撮影の支援活動等に関する調査」(東京都 H20.3)より抜粋

6 東京ロケーションボックスと地域のフィルムコミッション

東京都では、都内でのロケ撮影の円滑化を図るため、2001年に「東京ロケーションボックス」を設置し、各種相談受け付けや情報提供を行っています。

また、市内には直接ロケ撮影を受け付けている局もあり、都立施設全体で年間10,000件（平成19年度概算）の協力実績があります。

さらに、地域で活動しているフィルムコミッションも7団体あります。

[東京ロケーションボックス]

〒162-0801 新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
電話03-5579-8464 FAX03-5579-8785
E-mail: ml-tlb@tcvb.or.jp
URL: <http://www.locationbox.metro.tokyo.jp/>

[台東区フィルムコミッション]

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区文化観光部にぎわい計画課内
電話03-5246-1148 FAX03-5246-1515
URL: <http://www.taitofilm.jp/index.html>

[八王子フィルムコミッション]

〒192-0083 八王子市旭町12-1 ファルマ802ビル5F
電話042-643-3115 FAX042-643-3110
URL: <http://www.hachioji-kankokyokai.or.jp/hachioji-fc/index.html>

[立川フィルムコミッション]

〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12階 立川商工会議所内
電話042-527-2700 FAX042-527-5913
E-mail: info@tbt.gr.jp URL: <http://www.tbt.gr.jp/fc/>

[NPO 日野映像支援隊]

〒191-0012 日野市日野1369-27 ひの市民活動支援センター内
電話042-593-5315 FAX042-583-8058
E-mail: common@ta3.so-net.ne.jp URL: <http://hino-film.hp.infoseek.co.jp>

[たまロケーションサービス]

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市くらしと文化部経済観光課内（暫定期間）
電話042-338-6867 FAX042-337-7659
URL: <http://www.city.tama.lg.jp>

[ふちゅうロケーションサービス]

〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市市民生活部経済観光課内
電話042-335-4095 FAX042-360-9370
URL: <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>

[八丈島フィルムコミッション]

〒100-1401 八丈町大賀郷2551-2 八丈町商工会内
電話・FAX04996-2-3388
E-mail: info@8jo-fc.com URL: <http://www.8jo-fc.com>

〈参考資料〉

1 道路使用許可に関する法令

道路使用許可は所轄の警察署の交通課、もしくは交通規制課です。申請に当たっては許可申請書のほか様々な資料が必要です。例えば、企画書・地図・撮影現場の配置図などを添付することが必要な場合があります。また、申請に当たっては手数料が必要です。

道路使用に関する道路交通法と細則及び取扱要綱は下記の通りですが、詳細は所轄の担当課にご相談ください。

【道路交通法(以下「法」という) 第77条第1項第4号】

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ該当各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

(第1号から第3号は省略)

4. 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

【東京都道路交通規則 第18条第4号】

法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。

4. 道路において、ロケーション、撮影会その他これらに類する行為をすること。

(第1号から第3号及び第5号から第9号は省略)

【警視庁道路使用許可取扱要綱 第5条】

法第77条第1項第4号に基づく規則第18条による道路使用については、次によるものとする。

1. 許可基準並びに取扱要領は、下記のとおりとする。

(アからウは省略)

エ 規則第18条に掲げるもの（ロケーション、撮影会等）

- (ア) 現場で使用する機械器具類は、交通の妨害とならない場所におくこと。
- (イ) 道路でサイン行為をしないこと。
- (ウ) 照明燈、投光器を使用する場合は、自動車運転者等を幻惑させないこと。

2. 消防法に基づく許可申請

ロケ隊から問合せの多い「催物開催届出書」と「消防活動上支障ある行為等の届出書」について説明します。

消防署では、撮影に関わる人々の安全はもとより、地域住民の安全も守るため、消防法に基づき様々な規制や指導を行っています。撮影に当たっては所轄の消防署と十分相談し、適切な対策を講じてください。

【催物開催届出書】

劇場以外の建築物その他工作物において映画・演劇などを行う際に必要な手続きです。相談及び届出先は所轄の消防署になります。申請書類としては、届出書、台本（抜粋のコピー）、地図、レイアウト図などです。実際の開催許可書については、現地確認検査後、当日発行されることが一般的です。

ロケ撮影でも提出を求められる場合がありますので、所轄の消防署へ確認してください。

【消防活動上支障ある行為等の届出書】

屋外で火災と紛らわしい煙や火炎を発生させるようなロケ撮影の場合に必要な手続きです。これは、周辺住民から火事と間違えて緊急電話をされ、消防車が出動することを未然に防ぐための措置です。

また、夜間照明を使用する際に、届出を求められることもあります。

届出書が必要な場合には、先ず所轄の消防署に相談の上、申請書を入手し、添付書類などの指示を受けてください。添付書類としては一般的に、台本（抜粋のコピー）、地図、レイアウト図などです。実際の許可書については、現地確認検査後、当日発行されることが一般的です。